○地域の伝統文化をいかし、地方都市や「小さな拠点」が連携して、地域の雇用・暮らしが創出され、持続的に生き生きとした生活を営むことができる圏域。
○どこに住んでも、教育、医療、福祉等の基本的な生活サービスを享受でき、安全・安心して暮らせ、若い世代や女性、高齢者などの共存・共助により、誰もが社会に参画して活躍できる圏域。

4　暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域

○南海トラフ巨大地震や局地化、集中化、激甚化が進む降雨を始めとした自然の猛威から人々の生命・財産を守り、圏域の壊滅的な被害を防ぐため、必要とされる防災施設の整備に積極的に取り組むとともに、国、地方公共団体、経済団体、民間事業者、大学・研究機関、ＮＰＯ、住民等が連携協力して、防災活動を行うことができる総合的な防災力の高い圏域。
○確実に進行し地域社会の安全を脅かすことになる社会資本の老朽化への対策等が着実に実施され、安全・安心な生活や経済社会活動が営める圏域。
○首都圏の非常時には、首都圏の有する諸機能のバックアップを担う圏域。

5　人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域

○豊かな自然環境の保全・再生、景観を含む都市環境の改善・保全、地球温暖化防止等の環境対策に圏域全体で取り組む環境先進圏域として、世界に貢献する圏域。
○健全な水循環の維持又は回復、水文化の継承、多様な生態系の保全・再生に向け、流域を一体的にとらえて環境再生等に取り組む圏域。
○地域特性や循環資源の性質等に応じて最適な規模の循環を形成し、循環型社会を実現する圏域。

第２節　人口規模の将来見通し等

1　人口

⑴　近畿圏の人口

我が国の人口が既に減少に転じており、「日本の地域別将来推計人口（平成25年３月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、近畿圏については2010年の約2,360万人から2025年には約2,220万人に減少すると見込む。

⑵　年齢別構成

「日本の地域別将来推計人口（平成25年３月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、近畿圏における生産年齢人口（15～64歳）は、2010年の約1,500万人から2025年には約1,300万人に減少し、年少人口（０～14歳）は、2010年の約320万人から2025年には約240万人に減少すると見込む。老年人口（65歳以上）は、2010年の約540万人から2025年には約670万人に増加すると見込む。

⑶　一般世帯数

「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（平成26年４月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、近畿圏における一般世帯数は、2010年の約961万世帯からから2020年に約985万世帯に達したのち減少に転じ、2025年に約973万世帯になると見込む。単独世帯が急増し、特に、高齢化の進展とあいまって、高齢単独世帯（世帯主が65歳以上の単独世帯）は、2010年の約104万世帯から2025年の約144万世帯に急増すると見込む。

2　土地利用

以下に掲げる国土利用の基本方針など、国土利用計画（全国計画）（平成27年８月14日閣議決定）を踏まえるものとする。

⑴　適切な国土管理を実現する国土利用

地方都市等を中心に人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。

一方、グローバルな都市間競争に直面する大都市圏等においては、都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

⑵　自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、国民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、国土を形づくり、国民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

⑶　安全・安心を実現する国土利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配意する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ国土保全機能の向上など、地域レベルから国土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて国土利用の面からも国土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな国土を構築する。

第３節　実現のための施策

1　アジアのゲートウェイを担い、我が国の成長エンジンとなる圏域の実現のための施策

⑴　成長エンジンとなる新たな産業の創出

ものづくり産業基盤や大学・研究機関等の集積をいかした「知的対流拠点」を産学官の連携のもと形成するとともに、グローバル産業や健康・医療産業等、新たな成長エンジンとなり将来を牽引する次世代産業の創出・育成を図る。

地域経済の牽引役となり得るグローバルニッチトップ企業への支援、また地域資源をいかした移輸出型の地場産業の競争力強化に向け、中小企業やベンチャー企業を支援（製品の高付加価値化・品質管理の徹底・海外への販路拡大等）することにより、グローバルサプライチェーン※12の一翼を担う。

国際的な企業の立地促進に向けたビジネス環境の整備として、都心部への企業立地支援方策の検討を進める。

また、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく工業団地造成事業制度を的確に運用し、新産業の創出促進や、工業生産機能の高度化等を進めるため、また、地域産業を振興し地域の活性化を図るための産業拠点として、研究開発機能、業務機能、物流機能等と連携した工業団地の計画的な整備を推進する。